

長野県多文化共生推進指針

平成 27 年（2015 年）3 月

長野県

目次

第1章 指針策定に当たって

- 1 策定の趣旨
- 2 指針の位置づけ

第2章 策定の背景

- 1 外国籍県民を取り巻く環境
- 2 これまでの取組
- 3 現状と課題の整理

第3章 多文化共生社会の実現に向けて

- 1 基本目標
- 2 施策目標
- 3 施策目標を達成するための柱
- 4 施策体系
- 5 推進体制と役割分担

参考資料

- 1 長野県多文化共生推進指針策定委員会
 - (1) 長野県多文化共生推進指針策定委員会設置要綱
 - (2) 長野県多文化共生推進指針策定委員会検討経緯
- 2 長野県内に在住する外国人の推移
- 3 各種アンケート
 - (1) 外国籍県民意識調査
 - (2) 外国籍県民意見交換会の状況
 - (3) 多文化共生に係る県民アンケート
 - (4) 日本語学習支援における地域の連携状況等に関するアンケート結果
- 4 行政機関の窓口

【第 1 章 指針策定に当たって】

1 策定の趣旨

長野県では、1990 年の出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年法律第 319 号）の改正により、増加した外国籍県民へのコミュニケーションや生活を支援するため、2001 年度から^{注1}多文化共生くらしのサポーターを設置し、^{注2}地域共生コミュニケーター制度や^{注3}サンタプロジェクト（外国籍児童生徒就学支援事業）の推進に取り組んできました。

また、2008 年度には、外国籍県民を地域社会の構成員として共に生きていくためのシステムづくりを検討するため、長野県多文化共生研究会において、「多文化共生研究会報告書」を取りまとめました。

その中では、生活支援、コミュニケーション支援、共生の地域づくりについて、取組の方向性が示されました。

今般、報告書のとりまとめから 7 年が経過し、外国籍県民を取り巻く環境の変化に対応するとともに、2013 年 3 月に策定した「しあわせ信州創造プラン（長野県総合 5 か年計画）」を推進するために、2006 年に総務省から通知のあった地域における多文化共生推進プラン（総行国第 79 号総務省自治行政局国際課長通知）の規定に基づくものとして、長野県内のこれからの多文化共生推進の具体的な道標となる多文化共生推進指針を策定することとしました。

2 位置づけ

しあわせ信州創造プランにある「未来の信州」を実現させるための指針とし、経済社会の変化に対応するため 2019 年度に見直しを行います。

【注 1 多文化共生くらしのサポーター】

長野県が 2001 年度から、日本語が不自由な外国籍県民等が、県の行政サービスを等しく受けることができるよう多言語（ポルトガル語、中国語、タガログ語、タイ後、英語）による相談窓口を設置している事業のこと。

【注 2 地域共生コミュニケーター制度】

日本語以外の言語が堪能で、地域で外国籍の方の支援活動等を行う者を長野県知事が委嘱する制度のこと。

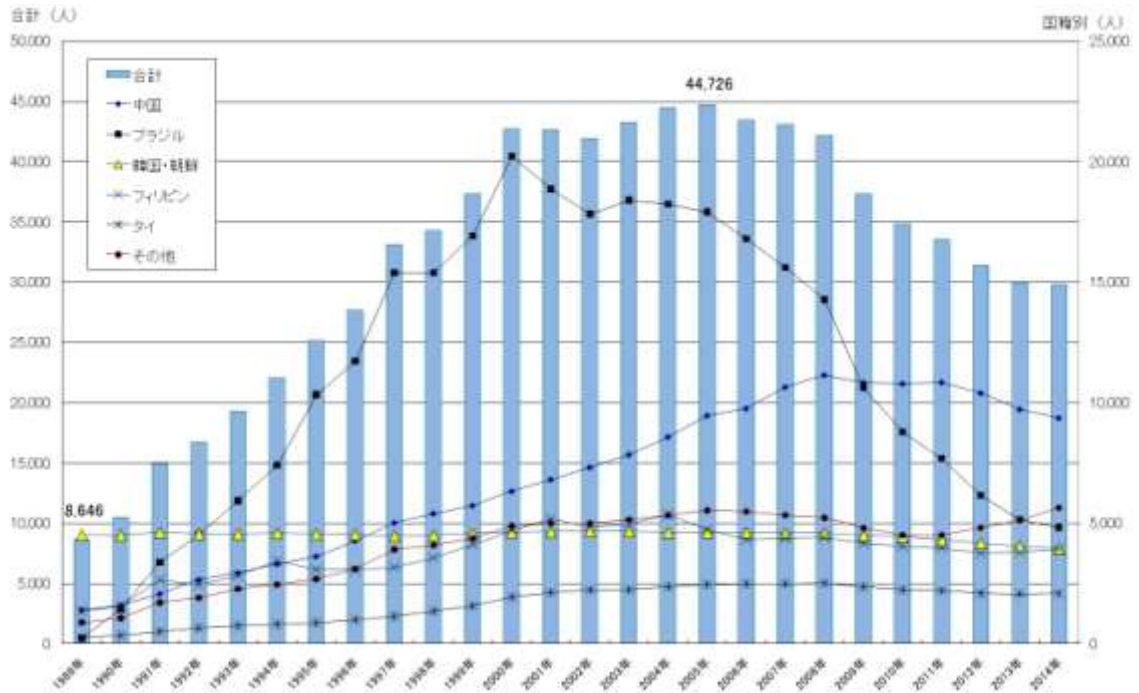
【注 3 サンタ・プロジェクト(外国籍児童就学支援事業)】

外国人学校の児童生徒の就学を支援するため、公益財団法人長野県国際化協会が募金を集め、就学に必要な資金を補助する事業のこと。

【第2章 指針の背景】

1 外国籍県民を取り巻く環境

(1) 長野県の外国人住民数の推移



(単位:人)

区分	外国人登録者数←												→外国人住民数		
	2000年 (H12)	2001年 (H13)	2002年 (H14)	2003年 (H15)	2004年 (H16)	2005年 (H17)	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)	2012年 (H24)	2013年 (H25)	2014年 (H26)
中国	6,327	6,811	7,321	7,849	8,583	9,467	9,762	10,649	11,146	10,835	10,791	10,846	10,403	9,727	9,368
ブラジル	20,227	18,866	17,818	18,400	18,242	17,911	16,789	15,595	14,278	10,632	8,777	7,679	6,160	5,154	4,822
韓国・朝鮮	4,634	4,654	4,684	4,657	4,618	4,628	4,612	4,582	4,589	4,505	4,432	4,314	4,181	4,052	3,953
フィリピン	4,701	5,188	4,854	4,973	5,359	4,731	4,307	4,386	4,415	4,162	4,048	3,967	3,765	3,795	3,911
タイ	1,939	2,125	2,231	2,248	2,358	2,457	2,489	2,497	2,515	2,370	2,251	2,201	2,083	2,073	2,094
その他	4,883	5,004	4,997	5,143	5,322	5,532	5,490	5,335	5,225	4,800	4,515	4,514	4,806	5,123	5,641
合計	42,711	42,648	41,905	43,270	44,482	44,726	43,449	43,044	42,168	37,304	34,814	33,521	31,398	29,924	29,789

H25(2013)末 全国計 2,066,445 (H26(2014)在留外国人統計より)

(注)本表の数値は県国際課の集計であり、出国記録等によって調整された法務省「在留外国人統計」の数値とは差が生じている。

1990年の入管法改正以降、就労目的の日系ブラジル人が急増するなど、外国籍県民が増加しました。

県内景気の減退により、ここ数年は減少が続き、2014年12月末の県内の外国人住民数は29,789人となっています。中でもブラジル国籍者の減少は、大幅なものとなりました。

一方、在留資格の「永住者（一般永住者）」^{注4}が全体の約4割を占めるなど、外国籍県民の定住化が進んでいることも近年の特徴と言えます。

【注4 永住者】
法務大臣が永住を認める者のこと。

(2) 長野県経済の状況

長野県の経済情勢は、バブル崩壊後、1990年代は個人消費や設備投資の低迷により、減退しました。

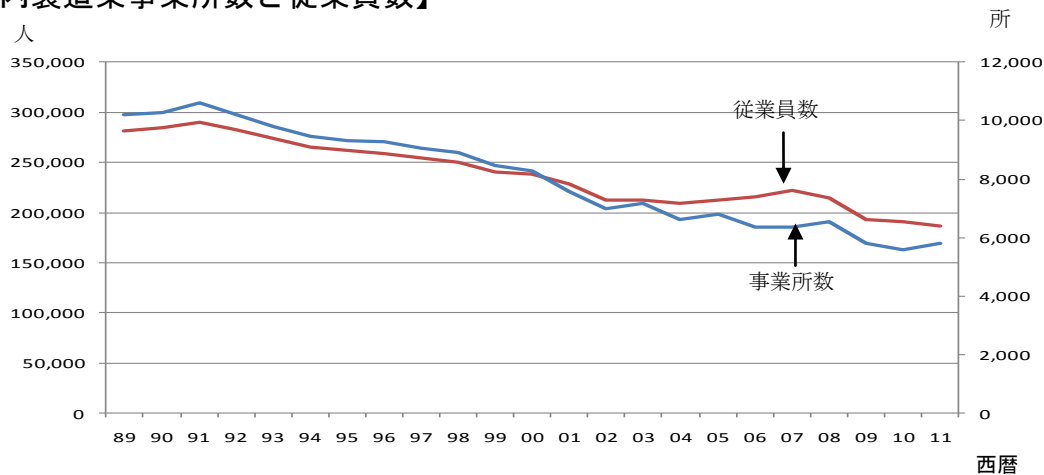
一部に長野オリンピックによる効果もありましたが、2000年代初めは、一進一退を繰り返し、低迷が続きました。

その後は、^{注5}BRICs（ブリックス）などの新たな市場の発展に伴い、徐々に回復しましたが、2008年のリーマンブラザーズの経営破綻により、再び、大きく減退しました。

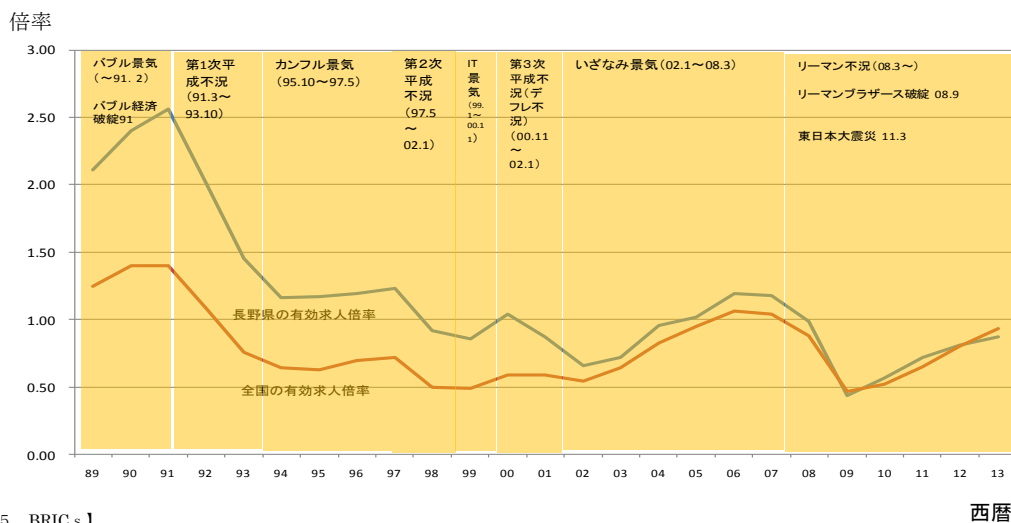
県内製造業事業所及び従業員数は、1991年をピークに減少し、2000年代後半に持ち直しの動きもありましたが、減少しています。

また、県の有効求人倍率は、全国の有効求人倍率より高水準で、景気動向に合わせた形で推移していましたが、2009年以降、全国平均と同様1倍を下回る厳しい状況が続いています。

【県内製造業事業所数と従業員数】



【有効求人倍率の推移】



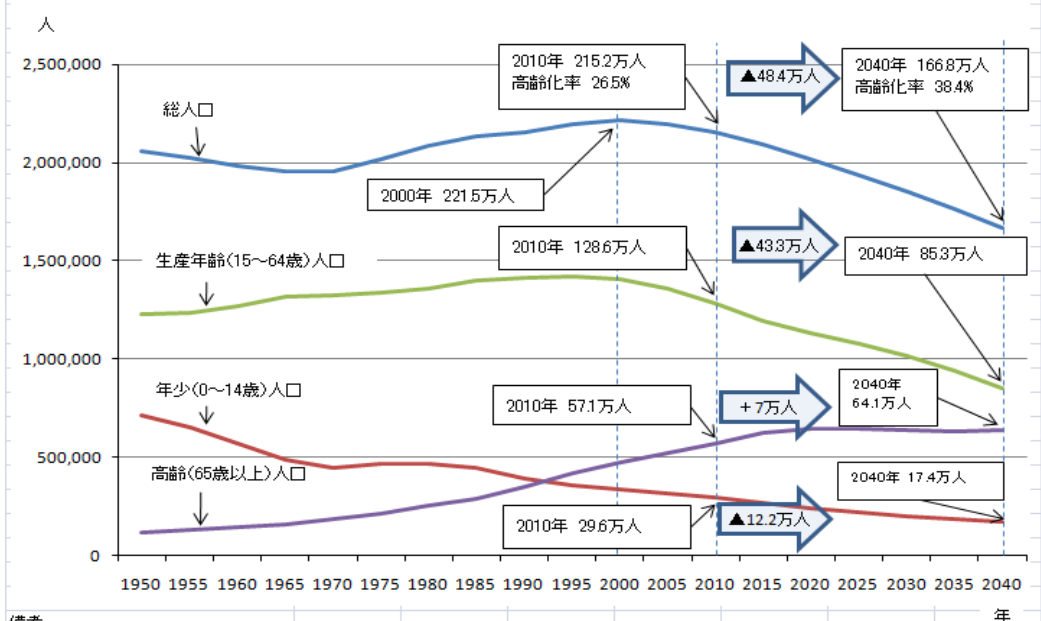
【注5 BRICs】
有力新興国とされるブラジル (Brazil)、ロシア (Russia)、インド (India)、中国 (China) の頭文字をとった言葉のこと。

(3) 長野県の人口推移

長野県の人口は、2010年から30年間で約50万人（▲25%）の人口が減少すると推計されています。日本創生会議が2040年までに全国の自治体の半数が持続可能性を失うことを予想したことを受けて、全国知事会議では少子化非常事態宣言（2014年7月）を出したところですが、長野県内の市町村にはそうした自治体が多数含まれています。

長野県 将来推計人口								(単位: 人)
男女計	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	
総数	2,152,449	2,090,658	2,018,822	1,937,623	1,851,124	1,760,905	1,668,415	
年少人口(0~14歳)	295,802	270,405	242,286	217,705	196,359	183,320	174,499	
生産年齢人口(15~64歳)	1,285,787	1,194,900	1,131,042	1,076,998	1,017,763	943,775	852,964	
高齢人口(65歳以上)	570,860	625,353	645,494	642,920	637,002	633,810	640,952	
高齢人口(75歳以上)	305,256	327,310	353,270	391,701	401,360	391,866	381,893	
男	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	
総数	1,046,178	1,015,924	980,426	940,062	896,820	851,722	806,067	
年少人口(0~14歳)	151,951	138,638	124,162	111,651	100,702	94,019	89,494	
生産年齢人口(15~64歳)	650,220	605,385	573,980	547,498	518,260	481,335	435,611	
高齢人口(65歳以上)	244,007	271,901	282,284	280,913	277,858	276,368	280,962	
高齢人口(75歳以上)	117,520	128,130	141,367	160,290	164,657	159,595	154,990	
女	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	
総数	1,106,271	1,074,734	1,038,396	997,561	954,304	909,183	862,348	
年少人口(0~14歳)	143,851	131,767	118,124	106,054	95,657	89,301	85,005	
生産年齢人口(15~64歳)	635,567	589,515	557,062	529,500	499,503	462,440	417,353	
高齢人口(65歳以上)	326,853	353,452	363,210	362,007	359,144	357,442	359,990	
高齢人口(75歳以上)	187,736	199,180	211,903	231,411	236,703	232,271	226,903	
割合	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	
年齢別割合(0~14歳:%)	13.7	12.9	12.0	11.2	10.6	10.4	10.5	
年齢別割合(15~64歳:%)	59.7	57.2	56.0	55.6	55.0	53.6	51.1	
年齢別割合(65歳以上:%)	26.5	29.9	32.0	33.2	34.4	36.0	38.4	
年齢別割合(75歳以上:%)	14.2	15.7	17.5	20.2	21.7	22.3	22.9	

長野県の人口の推移と推計(年齢3区分別)



備考

- 1 1950年~2010年までの実績値は国勢調査結果をもとに作成
- 2 2015年~2040年までの推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H25.3)」をもとに作成

【注6 日本創生会議】

東日本大震災からの復興を新しい国づくりの契機にするとして、2011年5月に発足した有識者による政策発信組織のこと。

2 これまでの取組

(1) 長野県の取組

長野県では、「多文化共生研究会報告書」を受け、①生活支援として、外国籍児童生徒への就学援助や災害時の外国籍県民への支援体制づくりなどを、②相談・コミュニケーション支援として、生活一般の相談に多言語で対応する多文化共生くらしのサポーターや法律相談会の実施などを、③共生の地域づくりとして、県内各地で外国籍県民と行政とのパイプ役として活躍する「地域共生コミュニケーター」や外国籍県民のコミュニティーのリーダーとしての役割を担うキーパーソンのネットワーク会議開催などに取り組んできました。

これにより、外国籍県民の自立と社会参加に一定の前進が見られ、しあわせ信州創造プランで目標としている「行政と連携して地域で助け合い活動等を行う外国籍県民の団体数」も着実に増加する見込みです。

県国際課の多文化共生施策の経緯

区分	事業名	平成21年 2009	平成22年 2010	平成23年 2011	平成24年 2012	平成25年 2013	平成25年度事業内容
共生の地域づくり	外国籍県民ネットワーク連携支援事業						外国籍県民の「キーパーソン・ネットワークリーダー」 ・外国籍県民が主体となったモデルとなる ・具体的活動の立ち上げを促進するための等
	多文化共生地域啓発事業						(多文化共生に係るパネルの展示やリーフレット 民及び外国籍県民の異文化理解のための意
	地域共生コミュニケーター活動事業						外国籍県民と行政とのパイプ役となるなど、 のために活動するボランティアを「地域共生 の職・コミュニケーターと県、市町村、関係団体 絡会議を開催(4地区)
相談・コミュニケーション支援	多文化共生くらしサポーター設置事業						県の行政サービス、子どもの就学、生活一般 ・ポルトガル語、中国語、タガログ語、タイ ・母国語相談員4名を(公財)長野県国際
	法律相談会開催事業						通訳付きで弁護士と行政書士による法律・行 ・県下2地区で開催
	通訳派遣事業						県内在住で通訳ができる者を登録し、県機 て派遣する。
	母国語情報提供事業						県の支援事業をはじめ外国籍県民の生活に 報誌を発行する。 ・日本語、英語、ポルトガル語、中国語、韓 イ語の7言語 ・12,000部/回×3回発行 約700箇所
	生活ガイドブック(ニューカムマード)提供事業						長野県で新たな生活を始める外国籍県民の 的な制度や問合せ先等をまとめ、県ホーム ・日本語、英語、ポルトガル語、中国語、韓 イ語、スペイン語、インドネシア語の9言語
	市町村等相談づくり支援事業						母国語相談員等(18市町村/約50人)の ・県下1会場で開催 ・相談事例の多い制度(年金、在留資格等) ・ケーススタディ(知識や経験(相談事例))
	多文化共生支援設置事業						(県庁のほか、日系ブラジル人が集住してい 支援員を配置し、行政サービスの通訳等を
生活支援	外国籍児童就学支援プロジェクト						県民、企業等からの寄付を財源に経済的に 徒への就学援助等を行う「サンタ・プロジェ の活動の継続的・安定的な実施を図る。
	災害時の外国籍県民への支援体制づくり						災害時の県・市町村等関係機関による連携 ボランティア等の支援人材養成のための研修会を ・県と市町村職員によるワークショップ(年 ・関係機関による訓練、ボランティア研修
推進体制の整備	外国籍県民に関する庁内調整						庁内の関係各課による情報交換・意見交換等
	多文化共生推進協議会開催						国・県・市町村や関係団体等が多文化共生 や意見交換等を行う。
	注7 多文化共生推進協議会との連携						長野県、愛知県、静岡県、三重県、岐阜県、 市の7県1市で構成し、情報交換や国への提

【注7 多文化共生推進協議会】

2004年に設置され、群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び名古屋市で構成されている県レベルで多文化共生に関する情報交換や国への提言を行う組織のこと。

(2) 国の取組

出入国管理及び難民認定法の改正等により急増した定住外国人に対応するため、総務省は、都道府県・指定都市外国人住民施策担当部局長あてに、2006年に「地域における多文化共生推進プラン」の策定について通知し、地方自治体における多文化共生の取組を促進しました。

また、同年には、外国人労働者問題関係省庁連絡会議において、「生活者としての外国人」に関する総合的な対応策を取りまとめ、外国人を社会の一員として日本人と同様の公共サービスを享受し生活できるよう環境整備が必要であるという問題意識の下、子どもの教育、労働環境の改善、社会保険等の加入促進等の施策を展開しました。

そうした中、2009年には内閣府に、定住外国人施策の推進に必要となる企画、立案及び総合調整に関する事務を行う定住外国人施策推進室が設置されました。

この定住外国人施策推進室は、2010年に「日系定住外国人施策に関する基本指針」、2011年に「日系定住外国人施策に関する行動計画」を策定し、その中では、日本語が不自由な者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするため、日本語習得のための体制整備や生活の中で最低限必要な情報の正確かつ迅速な提供等の施策を各府省庁で展開することとされました。

2014年3月には、この行動計画の見直しが行われ、基本方針も合わせて一本化した「日系定住外国人施策の推進について」を策定しました。

一方、2012年には、新在留管理・住民基本台帳制度を開始したほか、2014年には、経済財政諮問会議・産業競争力会議において、外国人材の活用等について議論がなされ、同年6月に策定された骨太の方針には、50年後の人口規模1億人を維持するとともに、成長戦略において、技能実習制度の実習期間の延長等、外国人材の活用が盛り込まれました。

(3) 自治体の取組

1970年代に、一部の地方自治体が在日コリアンを対象とする人権施策に取り組みはじめ、その後、1990年代には、南米出身の外国人の増加、定住化の進行に伴い、文化や習慣の違いから生ずる諸課題が発生するようになり、南米出身の外国人の多い地方自治体では、^{注8}ニューカマーを対象とする地域の国際化施策を展開するようになりました。

そうした中、2001年に浜松市の呼びかけにより、^{注9}外国人集住都市会議が設立され、構成都市間で外国人住民に関わる施策に関する情報交換が行われ、地域の諸課題の解決に向けた取組が展開されると同時に、国の体制整備を求める政策提言も活発に行わ

【注8 ニューカマー】

1980年代以降に日本へ渡り長期滞在する南米日系人を中心とした外国人のこと。

【注9 外国人集住都市会議】

南米日系人を中心とした外国人が多く居住する都市が集まり、多文化共生社会の課題について検討する会議のこと。

れています。

長野県内の市町村では、飯田市が 2001 年の設立当初から、上田市が 2005 年から参加しています。

また、2004 年には、群馬県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、名古屋市の 5 県 1 市で構成する多文化共生推進協議会も設置され、県レベルでの多文化共生に関する情報交換や国への提言を行っています。

長野県も 2007 年から加入し、2008 年からは滋賀県が加入し、現在は 7 県 1 市で構成されています。

また、宮城県と静岡県では多文化共生の推進に係る条例が制定されたほか、地域における多文化共生推進プラン（2006 年総務省通知）を受けて、外国人の多い自治体では、多文化共生推進プランが策定され、多文化共生の推進に係る取組が推進されています。

県内では、4 市（2007 年飯田市、上田市、2010 年駒ヶ根市、2011 年松本市）が多文化共生推進に関する指針やプランを策定し、地域における多文化共生の推進に取り組んでいます。

こうした取組は、当初は、外国人を対象とする支援施策が主体でしたが、少子高齢化やグローバル化が進む中、外国人の定住化に着目して、外国人の存在を積極的にとらえ、外国人の地域参加を促し、多様性を活用することにより、新たな地域の創造を目指す取組が増えつつあります。

3 現状と課題の整理

県政モニターアンケート（2013.8 実施）、外国籍県民意識調査（2013.9～2014.2 実施）及び外国籍県民意見交換会等の特徴的な内容をもとに、外国籍県民に関わる現状と課題を整理します。

【意識】

- 県政モニターアンケートでは、日本人で外国籍県民と何らかの関わりがあるとした者は約 30%でしたが、外国人と暮らす社会について、「望ましい」は約 70%でした。
- 一方、外国籍県民からは、中国や東南アジア出身者に対し、日本人は偏見があるという声がありました。

【教育】

- 日本で暮らしていく上で必要な情報として教育については、子育て世代で関心が高くなっています。
- 長野県内の外国籍児童生徒数は、1,940 人（2014.5 現在）在籍し、長野県内に散在している状況です。一方、ブラジル人学校は県内に 2 校あり児童生徒数は 38 人（2015.3 現在）です。

【地域社会】

- 外国籍県民の地域活動への参加は、比較的積極的な傾向がみられますが、滞日期間が長い者でも全く参加していないなど、ばらつきがみられます。
- 地域社会と交流が不十分で、同国出身者だけで生活している地域もあります。
- このため、外国籍県民の共生活動の拠点づくりが求められています。

【日本語能力】

- 学習言語能力不足により、子どもの進学が難しい状況があります。
- 外国籍県民意識調査では、日本語能力は読み書きができない者は約 70%で、前回調査（外国籍県民意識調査 2008 度実施以下同じ。）に引き続き、日常会話程度の者が多くなっています。
- また、日本語を学んでいる者は約 50%ですが、日本語教室に関する情報提供を望む声もあります。

【労働】

- 外国籍県民意識調査では、採用の形態は、派遣社員及びパートタイム・アルバイトが約

40%で正規社員は20%弱と前回調査と同程度です。

○技能実習制度など労働現場の実態把握が望まれています。

【医療・社会保障】

○外国籍県民意識調査では、年金の未加入者は約40%、健康保険の未加入者は約15%で、前回調査に比べるといずれも10ポイント以上減少しました。

○また、生活する上で最も必要な情報は医療・保健ですが、年金や健康保険制度については分かりやすい説明が求められています。

○また、県内各地域で医療通訳体制等の充実を望む声があります。

【防災】

○外国籍県民意識調査では、「災害（地震、洪水等）について、どのようなことが不安か。」については、家族との連絡方法、理解できる言語で情報提供されるかなどが挙げられています。

○また、若い方や滞日数少ない方は「災害がどんなものかわからない」割合が高くなっています。

【行政への要望】

○外国籍県民意識調査で、行政に対して望むこととして、日本での生活に必要なルールの周知を望む声が18.4%と最も高く、相談体制や多言語化の充実が14.2%あります。

○県政モニターアンケートにおいても、行政が力を入れるべき施策として、生活に必要なルールや習慣を周知することが最も望まれています。

○地域によって生活支援策等の取組に違いがあります。

《取り組むべき課題》

○外国籍県民の人権を守るとともに、外国人の存在がもたらす多様性を活用することにより、新たな地域の創造を推進していく必要があります。

○次世代を担う子どもたちが、文化や価値観の違いを理解し、多面的な物の見方や考え方ができる素地を育む必要があります。

○外国籍県民が自らの活動を通じて、地域社会へ積極的に参加できるような環境づくりに取り組む必要があります。

○外国籍県民が、日本で生活していくために必要なコミュニケーションや生活支援を継続して行う必要があります。

【第3章 多文化共生社会の実現に向けて】

1 多文化共生社会を実現するための基本目標

「国籍や文化の違いを尊重し合い、誰もが参加し、協働して、^{注10}多様性を活用した豊かな地域を創造します。」

2 施策目標

(1) 多様性を活かした地域の創造

社会のあり方を見つめなおし、多様性を尊重し、女性、高齢者、外国籍県民等を含め、誰もが活躍できる地域づくりを目指します。

(2) 誰もが参加し、協働する地域の創造

多文化共生を担う次世代の子ども達を育成するとともに、外国籍県民が主体となった活動を推進し、誰もが参加し、協働する地域づくりを目指します。

(3) 誰もが暮らしやすい地域の創造

外国籍県民のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、生活面での支援体制を充実させ、誰もが暮らしやすい地域づくりを目指します。

県では、しあわせ信州創造プランの策定にあたり、20年後の長野県がめざす「未来の信州」の姿を5つの理想像で描いています。

この多文化共生推進指針の策定に当たっては、現状と課題への対応だけでなく、この「未来の信州」の実現のための基本目標及び施策目標を設定しました。

これまで長野県内で取り組まれてきた多文化共生推進施策は、外国籍県民の自立促進や生活支援に主眼がおかれてきましたが、この指針では、外国籍県民の存在を積極的にとらえて地域の活力につなげていく施策や、多様性を受け入れることにより誰もが参加し協働する地域づくりを推進する施策に主眼を置きました。

【注10 多様性】
性別、年齢、国籍、民族、障がいの有無等の様々な「違い」が存在する様子のこと。

3 施策目標を達成するための施策の柱

(1) 多様性を活かした地域の創造

○多文化共生の意識づくり（重点）

国籍、生活習慣の違いを受け入れる意識づくりのため、人権月間に合わせて、新たに多文化共生推進月間を設け、外国籍県民の人権啓発活動を推進するとともに、公民館活動等を活用して生涯学習においても多文化共生の意識づくりを推進します。

○多様性を地域の活力に取り入れる取組の促進

多様性を受け入れ、少数者に配慮し、これまでの活動を見直すことによる創意工夫が、事業活動や地域活動に活力を与え、ひいては、地域の活力につながります。

行政をはじめ、事業者や市民活動にそうした創意工夫を求め、また、留学生、グローバル人材を積極的に活用した産業の振興を推進し、活躍している外国籍県民の活動を支援します。

○地域間連携の推進

国内他地域では、多文化共生の推進に関する様々な取組が行われています。

効果的に施策を展開し、新たな課題に的確に対応するため、外国人集住都市会議や多文化共生推進協議会を構成する自治体等の国内の他地域と連携し、多文化共生の推進に関する施策等について情報を共有し、今後の長野県内の多文化共生推進施策の展開を図ります。

(2) 誰もが参加し、協働する地域の創造

○次世代の育成（重点）

グローバル化が進展する中、長野県の将来を担う子どもたちの育成は重要です。

日本語能力や学習言語能力が十分でない子どもたちに対して、一人ひとりの能力にあった学習支援を推進するとともに、外国人学校の運営等を引き続き支援します。

また、次世代の子どもたちの多文化共生力を高め、多文化共生社会を担う人材を育成します。

○外国籍県民の自助共助活動の推進

外国籍県民が日本の生活に必要な知識やルールを習得するためには、外国籍県民相互の助け合い活動は重要です。この活動を推進するため、外国籍県民のキーパーソンの育成や外国籍県民による助け合い活動を支援し、地域社会に参加することを促進します。

また、そのネットワークを活用した緊急情報の提供を行います。

○交流機会の創出

県政モニターアンケートによれば、日常生活において外国人とのかかわりがある人ほど、外国人との交流や外国人の地域社会への積極的な参画を促す施策を期待し、日本人に対する多文化共生に関する意識啓発や国際理解の促進に関する施策を望んでいます。

「知ること」は、相互理解の第一歩であり、各種事業や日頃の生活の中での交流を通じて外国籍県民と日本人との交流の機会を創出します。

○行政、多文化共生を推進するNPO等の協働の推進

外国籍県民が積極的に地域づくりに参画することを推進するためには、地域全体で連携する必要があります。

行政、多文化共生を推進するNPO等の協働により、外国籍県民の社会参加を促進するとともに、相互に連携を緊密にすることにより効果的な施策の展開を図ります。

【注 11 多文化共生力】

異なる文化背景を持つ人々と共に生きる力のこと。

【注 12 外国籍県民のキーパーソン】

長野県では、外国籍県民の共助活動を促進するため、2013年度から地域の外国籍県民のリーダーを発掘・育成し、ネットワーク連絡会議等により連携を推進しています。

(3) 誰もが暮らしやすい地域の創造

○日本語学習の支援（重点）

外国籍県民で読み書きができる者は少ない状況ですが、日本で暮らしていくためには一定の日本語能力が必要です。

日本語を学びたい外国籍県民^{注13}に対しては、日本語学習の支援の充実に取り組むとともに日本語学習支援者やバイリンガル日本語指導者を育成し、学習機会の確保を図るとともに、日本語学習支援のあり方を検討します。

○コミュニケーションの支援

外国籍県民の日本語能力には差があり、広く緊急情報等を伝えるためにはやさしい日本語の普及が必要です。^{注14}

日常生活に必要なコミュニケーションとして、やさしい日本語を普及するとともに、制度や仕組みを理解するために必要な多言語化を推進します。

また、市町村や多文化共生を推進するNPO等と連携して通訳者の派遣や紹介も行います。

○生活支援

外国籍県民の定住化の進行により、生活相談内容は専門化・複雑化しています。

特に、医療機関での受診時のコミュニケーションへのサポートが課題であり、外国籍県民の高齢化に伴う介護の問題も懸念されつつあります。

また、就業できないことによる外国籍県民の生活保護者も増加しています。

国の機関、多文化共生くらしのサポーター運営委員会、市町村、多文化共生を推進するNPO等の連携を推進することにより、相談窓口の複数化や相談内容の充実を図ります。

医療については、医療通訳について、医療機関や医師会と連携し、そのあり方を検討するなど、引き続き施策の充実を図ります。

就業については、国の機関と連携を図り、労働雇用相談を実施するとともに、就業に結び付く日本語学習支援や職業訓練の実施を推進し、就業機会の拡大について事業者働きかけます。

福祉・介護分野で生じる宗教や風習の違いによる課題については、市町村や多文化共生を推進するNPO等と連携して問題解決に取り組めます。

○防災体制の充実

人命にかかわる問題であり、外国籍県民に広く防災知識を普及する必要があります。

外国籍県民の防災リーダーの育成や防災知識の普及を図るとともに、各地域の日本語教室や事業者による啓発活動を促進します。

被災時の対応として、地域における防災訓練や災害多言語支援センターの設置運営訓練の実施を支援します。

【注13 バイリンガル日本語指導者】

長野県では、日本で生活していくために必要なルールなどを日本語と母語で、来日して間もない者に教える日本語指導者を育成しています。

【注14 やさしい日本語】

外国籍県民にも誤解を与えない、わかりやすい日本語のこと。

4 施策体系

基本目標：「国籍や文化の違いを尊重し合い、誰もが参加し、協働して、多様性を活用した豊かな地域を創造します。」



【注15 外国籍児童生徒等】

外国籍の児童生徒及び日本国籍であっても外国に永く居住していたことなどにより、日本語指導が必要な児童生徒のこと。

5 推進体制と役割分担

国、県、市町村、国際交流協会等の団体、事業者、教育機関は、それぞれの役割を踏まえ、連携して多文化共生の実現に努める。

(1) 国

国は、外国人の受入れ及び現在地域で暮らしている外国人との共生について、明確な方針を示すとともに、多文化共生を目指す地方自治体に必要な財政措置を行う。

(2) 県

県は、この指針を広く県内に周知し、各推進施策の展開を促進するとともに、広域的な課題については、市町村や多文化共生を推進するNPO等と協働して事業の展開を図る。

(3) 市町村

市町村は、外国籍県民に対して、多文化共生を推進するNPO等と連携して、多文化共生の地域づくりを推進するとともに、生活支援策を実施する。

(4) 多文化共生を推進するNPO等

ほかの団体等と連携して、多文化共生推進事業を展開するほか、県や市町村の行う推進策に協働して取り組み、外国籍県民と行政、学校等とのパイプ役を果たす。

(5) 事業者

外国籍県民の適正な雇用や外国籍県民に配慮した物品やサービスの提供などに取り組むとともに、自治体や多文化共生を推進するNPO等の多文化共生の推進に係る取組に協力して、多文化共生の地域づくりに貢献する。

(6) 大学

大学は、多文化共生を担う人材の育成、多文化共生に関する調査研究、行政等の施策立案への支援、留学生の地域活動支援等を通じて、多文化共生の地域づくりを推進する。

(7) 小中学校、高等学校及び特別支援学校

すべての児童生徒に対して多文化共生社会を目指した教育を推進する。
また、自治体や多文化共生を推進するNPO等と連携して、外国籍児童生徒等で日本語能力が不足している者に対し、学習支援を行う。

(8) 県民

県民は、国籍等に関わらずお互いを隣人として対話や交流を通じて、異なる文化や生活習慣などへの理解を深めるとともに、お互いを積極的にとらえ、協働して地域社会に貢献する。